

CDM 理事会第 23 回会合
2006 年 2 月 22-24 日 ドイツ・ボン
結果概要 (“Meeting Report” 要約)
(原文は[こちら](#))

2006 年 3 月 7 日
文責 信岡洋子

CDM理事会検討事項の概要

- ① 新議長に **Miguez** 氏 (ブラジル)、新副議長に **Stehr** 氏 (デンマーク) が選出された。任期は 1 年。
- ② **TÜV Rheinland** 及び **Korean Foundation for Quality** を特定の審査対象範囲の有効化審査 (validation) について信任した。**TÜV SÜD** は今回 9 つのスコープにおいて検証(verification)・認証(certification)が信任され、有効化審査で信任済みの 12 全てのスコープで検証・認証も可能となった。
- ③ 方法論の検討について、1 件の方法論案 (**NM0111** : 硝酸製造工場における触媒 NO₂ の破壊→**AM0028**) が承認されたほか、**NM0131**と**NM0132**と承認済みの**AM0008**を統合する“Consolidated methodology for industrial fuel switching from coal or oil to natural gas”(石炭または石油から天然ガスの産業用燃料転換)が合意され**ACM0009**となった。**CCS方法論**については、これまでに 2 件の方法論案が提出されており、Methパネルに検討するよう要請した。
- ④ 新たに承認された吸収源 CDM 方法論はなし。「再生可能バイオマスの定義」やベースライン策定の際の国・分野別政策の扱いに関する指針が合意された。
- ⑤ 小規模 CDM 関連では、タイプ I の簡素化方法論改訂案 (再生可能エネルギーの設備容量増加と設備改修の扱い) およびタイプ III の新カテゴリー (メタン関係) 方法論に合意した。一方、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換方法論案については SSC WG の更なる検討を要請するとともに、パブリックインプットを募集。**CCS 方法論**については SSC WG に検討を要請、また、行動の変化を促すノウハウの移転や訓練は CDM としてみなされないとした。COP/MOP1 の決定書を受け、小規模 CDM の定義の見直しを SSC WG に要請。
- ⑥ 登録のレビューリクエストがあった **BK Energia Itacoatiara Project (0168)**と **Santa Cândida Bagasse Cogeneration Project (0065)**のレビューは実施せず登録を承認することで合意(前者は PDD 改訂が条件)。登録料については上限を US\$350,000 と決定。その他、「登録・発行チーム」の詳細を詰めた。
- ⑦ CER 発行に際して、レビュー申請が提起された **Granja Becker GHG Mitigation Project(0108)**の 6,330CERs を検討し、レビューは実施しないことで合意。改訂版モニタリングレポートの DOE 検証と再度の発行申請を指示。

1. 新議長・副議長の選出

CDM 理事会の新議長に José Miguez 氏（ブラジル）、副議長に Hans Jürgen Stehr 氏（デンマーク）が選出された。任期は 1 年（2007 年の第一回目の会合まで）。

2. 運営機関の信任

CDM-AP(信任パネル)の第 10 回進捗報告書の提案内容を検討し、以下を決定した。
有効化審査において、前回の The Korea Energy Management Corporation に続いて 2 件目の Non Annex I 国からの DOE が誕生した（韓国 Korean Foundation for Quality）。

2-1. OE候補(applicant entity: AE)の有効化審査(validation)の信任に関する提案

→ 2 件の AE が以下のスコープで信任・暫定指定された。

(i) TÜV Rheinland

スコープ：13. Waste handling and disposal（廃棄物処理関連）

（既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、13、検証・認証→なし）

(ii) Korean Foundation for Quality

スコープ：1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)

2. Energy distribution、

3. Energy demand

（今回が初めての信任）

2-2. AEの検証(verification)・認証(certification)の信任に関する提案

→ 1 件の AE が以下のスコープで信任・暫定指定された。

(i) TÜV SÜD

スコープ：4. Manufacturing industries、

5. Chemical industries、

6. Construction、

7. Transport、

10. Fugitive emissions from fuels(solid, oil and gas)、

11. Fugitive emissions from production and consumption of halocarbons and sulphur hexafluoride、

12. Solvent use、

13. Waste handling and disposal、

15. Agriculture

（既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、4、5、6、7、10、11、12、13、15、検証・認証→1、2、3）

DOEのリストは <http://cdm.unfccc.int/DOE/list>から見る事ができる。

3. ベースライン及びモニタリングの方法論

方法論パネル提出の第 19 回会合報告書の推薦内容を検討した。

3-1. 個別の新方法論案

(1) Meth パネルより最終提案が提出されていた新方法論について以下の決定をした：

- (a) 承認：**NM0111** (硝酸製造工場の排ガス中の触媒N₂O破壊)→前回のCDM理事会も承認が合意されていた。今回リフォーマットされたものを再び承認した。スコープ5。→**AM0028**となった。[Annex 13](#)参照。
- (b) 見送り：**NM0129** (ヒマワリからのメチルエステルバイオディーゼルプロジェクト) →見直しのためプロジェクト参加者に差し戻し。次回のMethパネルでの検討を望むなら3月13日までに再提出が必要。
- (c) 不承認：**NM0126**(肥料工場でのN₂O排出削減)、**NM0137**(セメント工場での省エネ)、**NM0139** (天然ガスパイプラインからのメタン漏洩削減) →専門家、パブリックの新たなインプットを取り入れ、見直し後再提出。
- (d) 方法論の統合提案： 前回のCDM理事会にMethパネルが提案した**NM0131**と**NM0132**と承認済みの**AM0008** の統合について、Methパネル統合方法論案“Consolidated methodology for industrial fuel switching from coal or oil to natural gas” (石炭または石油から天然ガスの産業用燃料転換の統合方法論)に合意した。スコープ4。→**ACM0009**となった。[Annex12](#)参照

第 14 ラウンドで提出された方法論案は次回(第 20 回)と次々回(第 21 回)の Meth パネルで検討される。第 15 ラウンドの締め切りを 5 月 9 日に延長し、このラウンドで提出されたものは Meth パネル第 22 回会合で検討されることとなる。

3-2. 承認済み方法論の改訂

プロジェクト参加者やDOEからの技術的な問い合わせやインプットを受けて、Methパネルはが見直した**AM0016** ([Annex10](#))、**AM0025** ([Annex6](#))、**ACM0002** ([Annex9](#))、**ACM0003** ([Annex 7](#))、**ACM0004** ([Annex8](#))、**ACM0006** ([Annex11](#)) についてCDM理事会は合意した。

3-3. その他方法論関連

Methパネルが提案していた**AM0005**の削除を承認することで合意した(統合方法論**ACM0002**が同様のプロジェクトに適用できるため)。2-2. の承認済み方法論の改訂版

とともに、3月3日から適用される。

3-4. 手続き事項

(1) 改訂版「新方法論案の提出・検討手続き」([Annex2](#))に合意し、プロジェクト参加者がMethパネルからの予備提案 (preliminary recommendation) に回答する期限を10営業日から**4週間**に延長することが決まった。吸収源CDM方法論の手続きにも適用される。

(2) 新方法論の提出時の返金可能な費用 (US\$1,000) は、統合されたり既存の方法論に組み入れられたりしたときにも返金されることを確認。

(3) 改訂承認済み方法論への移行の猶予期間及び削除された承認済み方法論の適用可能期間を延長するために、その手続きを改訂することで合意。①方法論が改訂された後**8週間**以内に登録申請されたプロジェクトに、同改訂は影響されないこととなった (これまで4週間以内だった)。

3-5. 説明・指針

(1) 二酸化炭素回収貯留 (CCS)

CCSに関する方法論がこれまでに2件提出されている。Methパネルに、新方法論の検討手順に沿って検討するよう要請した。ただし、これらの方法論に定める検討手順にある事前審査 (pre-assessment) が行われることはない。また、CDM理事会がCOP/MOPへの提案 (特にバウンダリー、永続性、リーケージについて) を行う際参考となるような定性的な評価を提示するよう求めた。

(2) ダブルカウンティングの扱いについてのインプットを検討、Methパネルに提案が作成することとなった。その上で、**NM0082-rev**の承認を検討する。

(3) ベースラインシナリオ策定を補助するためにMethパネルが提案した **baseline selection tool** を検討し、パブリックインプットにかけることで合意 (3月1日から26日まで)。追加性立証評価ツールについてもその改善方法について同期間でパブリックインプットを募集する。

(4) 埋立地からのメタン排出の回避量の算定について、**first-order decay model** の代わりに IPCC のティア1アプローチを用いたいとの要望がプロジェクト参加者からあった。IPCCティア1アプローチは、廃棄物が埋め立てられた年にも、その埋め立てられた廃棄物からメタンが排出されるとの仮定に基づいている。そのような場合、クレジット期間を超えてのベースラインシナリオが不確実であったり、その検証が可能でなかったりするため IPCCティア1の手法を用いることは適切ではない。Methパネルは **first-order decay**

model の利用を推奨し、プロジェクトはクレジット期間を超えても埋め立て場からのメタン排出量をベースラインより削減できるが、その分はクレジットが発生されない旨 CDM 理事会に確認を求めていた。CDM 理事会はこの旨 Meth パネルの提案に合意した。

(5) Meth パネルのダム貯水池での水力発電プロジェクトにおける貯水池からの CO₂、CH₄、N₂O 排出量の扱いに関する提案を検討した。また、発電密度 (W/m²) で閾値を定め、関連する承認済み方法論での水力発電の適合性を判定することとする。[Annex5](#) 参照。同指針に当てはまる水力発電も対象とするため、AM0019、AM0026、ACM0002 の再生可能エネルギー関連方法論の適合性を拡大することを決定した。

4. 吸収源 CDM 関連事項 (afforestation and reforestation project activities)

植林・再植林(吸収源)ワーキンググループ (A/R WG) の提案を検討した。

4-1. 個別の新方法論案について

A/R WG が CDM 理事会に提案していた新方法論案 (3 件) について以下の決定をした：

- (a) 見送り：[ARNM0013](#) (ベリーズの森林保護区の一部における再植林) 改訂の必要性が指摘され、プロジェクト参加者に差し戻して再提出を求める。専門家、パブリックの新しいインプットは必要ない。直近の A/R WG での再検討を希望するなら 3 月 9 日までに再提出。
- (b) 不承認：[ARNM0014](#) (ウルグアイの牧畜の集約化 (製品 1 単位あたりのメタン、N₂O 排出削減につながる) と組み合わせた植林プロジェクト方法論)、[ARNM0016](#) (ウルグアイにおける紙パ企業セルロース生産のための植林プロジェクト)

(c) 以下については A/R WG での引き続いての検討に従い、次回の CDM 理事会で検討することとする：

[ARNM0007-rev](#) (モルドバの土壌保全プロジェクト)

[ARNM0012](#) (ブラジルの管理されていない草地における植林・再植林)

吸収源 CDM 新方法論の第 9 ラウンド締め切りは 3 月 9 日。

4-2. 説明・指針

- (1) Meth パネルが開発している「baseline selection tool」については、吸収源 CDM で同様のものを開発するにあたって Meth パネルの同ツールの完成まで待つこととする (A/R WG は吸収源用の baseline selection tool の開発を提案していた)。

- (2) 前回のCDM理事会での検討に引き続き、**再生可能バイオマスの定義**を検討。A/R WGが提出した定義を検討し軽微な改訂後合意。[\(Annex18\)](#) バイオマスの使用はこの定義に当てはまらないからといってCDMから必ずしも除外されるわけではないが、その場合はもたらされる炭素ストックの減少をリーケージとして方法論で把握しなくてはならない。
- (3) **吸収源CDM用のベースライン策定における国または部門別の政策**の扱いにかかる指針を発表。A/R WGが、いわゆるE-、E+ (E-：植林・再植林活動を比較優位にする国または部門別の政策や規制、E+：炭素プールの減少を比較優位にするような政策・規制)の指針を通常のCDM活動と同様の指針を提案していた (E-、E+については**弊所まとめCDM理事会第22回会合結果概要P5参照**、A/R WGの提案は**A/R WG第7回会合レポートAnnex 7**)。今回CDM理事会はA/R WG提案をもとに指針を提示 ([Annex19](#))。それによると、植林・再植林活動を比較優位にする国または部門別の土地利用関連政策・規制でマラケシュアコード採択以降(2001年11月11日)に実施されたものはベースラインシナリオに組み入れなくてもよい。つまり、ベースラインシナリオはこれらの政策・規制がないものとして仮定の状況を想定して策定してよい。なお、炭素プールの減少を比較優位にするような政策や規制についてはA/R WGの提案にはあったが、最終的なCDM理事会の指針からは削除されている。
- (4) A/R WGはプロジェクト参加者に、新方法論を提出する際には、承認済みのものを使われている用語を用いるよう推奨していたが、CDM理事会もこれを支持した。

5. 小規模 CDM 関連事項

5-1. 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトにおける排出削減量算定方法の代替案について

SSC WG(小規模 CDM ワーキンググループ)は以下 2 つの代替案を出していた。

- (a)タイプ I.(再生可能エネルギー)カテゴリーE.(I.E.)：熱利用における非再生可能バイオマスの転換 [SSC-WG第4回会合レポートAnnex 15参照](#)。
- (b)タイプII.(省エネ)カテゴリーG. (II.G.)：熱利用における非再生可能バイオマスの効率改善 [SSC-WG第4回会合レポートAnnex 16参照](#)。

CDM 理事会は SSC WG にリーケージをどのように考慮するか改訂するよう要請するとともに、3月1日から21日までこの点につきパブリックインプットを募集することにした。更に、CDM 理事会は、SSC WG が A/R WG とともに、上記 I.E. II.G.を適用する CDM プロジェクトの排出削減量と取引費用がどの程度になるか、そのシナリオを分析するよう要

請した。

5-2. プロジェクト参加者や DOE からの小規模 CDM Modalities & Procedures の簡素化方法論に関する説明・改訂

(1) タイプ III の新カテゴリー

小規模 CDM 方法論のタイプ III に分類されるプロジェクトの具体的なカテゴリーを提供するため、新しい4つのカテゴリーを設置した。

(a) III.G. (SSC WGで提案された”III.E”.はIII.G.の間違え。) 埋立地メタン回収 ([Annex21](#))

(b) III.F.たい肥化によるバイオマス腐敗からのメタン排出回避 ([Annex22](#))

(c) III.H.廃水からのメタン回収 ([Annex23](#))

(d) III.I.嫌気性ラグーンから好気性ラグーンの置換による廃水処理施設でのメタン排出回避 ([Annex24](#))

これらのカテゴリー新設にともない、既存のIII.D.メタン回収の簡素化方法論の適用を明確にするよう改訂した ([Annex25](#))。

(2) タイプ I プロジェクトの改訂案

(a)再生可能エネルギーの容量増加及び(b)設備改修プロジェクトをタイプ I に含めるために、以下の改訂案に合意した。

(a) 再生可能エネルギーの容量増加： I.A (ユーザーによる発電) [Annex29](#)、IB (ユーザーのための機械エネルギー) [Annex30](#)、I.C. (ユーザーのための熱エネルギー) [Annex31](#)、I.D (系統接続の再生可能エネルギー発電) [Annex32](#)。

(b) 設備改修： I.D. (系統接続の再生可能エネルギー発電) [Annex32](#)。

(3) 小規模 CDM 定義の見直し

[CDMに関するCOP/MOP1の指針](#) (パラ 31) に留意し、CDM理事会はSSC WGに小規模 CDM定義の見直しを要請した。

5-3. 二酸化炭素回収・貯留 (CCS) について

CDM 理事会は SSC WG は CCS 方法論に係る提出意見を検討するべきであることで合意した。また、CCS 方法論を検討するにあたっては、SSC WG はプロジェクト事業者からの技術的な意見を用いてこのような方法論の定性的な評価をし、CDM 理事会に提供する、そして CDM 理事会は得られたインプットをもとに COP/MOP2 への提案を検討する。

5-4. 行動の変化を促す方法論について

行動の変化を促すノウハウや訓練が CDM として適合するかどうか、SSC WG に意見の提

出があった。CDM 理事会は、これらは **CDM** としてみなされず、ノウハウの移転や訓練の結果としてのプロジェクト活動の適合性は、もたらされる測定可能な排出量の削減のみに基づくということで合意した。

6. CDM プロジェクト活動の登録

登録のためにこれまで提出されたプロジェクトに関する情報は[こちら](#)。

6-1. レビューリクエスト

CDM 理事会では、レビューリクエストが申請された「**BK Energia Itacoatiara Project (0168)**」と「**Santa Cândida Bagasse Cogeneration Project (0065)**」を検討し、レビューなしで登録を承認した。前者 0168 については排出削減のソースを現行より絞ったうえで DOE に有効とされた改訂 PDD の提出を条件とする。後者 0065 の登録に際して特段の条件はなし。

6-2. 登録・発行チームの詳細

登録及び CER 発行手続きを効率化するための、**登録・発行チーム (Registration and Issuance Team)** 設置に伴い、委任事項を策定した ([Annex34](#))。これは前回まで議論されていた「登録チーム (Registration Team)」の権限を CER 発行手続きにも広げるべく、前回議論された Terms of Reference ([CDM理事会第 22 回会合Annex19](#)) を改訂したものである。当チームの目的は、登録申請及び CER 発行の申請がなされたプロジェクトの申請内容の評価し CDM 理事会を補佐すること。10 人のメンバー（以前の「登録チーム」案では 6 人だった）と議長（議長は CDM 理事会メンバー及びメンバー代理から 10 件ごとの持ち回りで務める）。各登録申請プロジェクトについて登録・発行チームメンバー 1 人と方法論専門家のリストから選ばれた 1 人で登録申請プロジェクトの審査をする。CER 発行申請プロジェクトの審査はチームメンバー 1 人が行う。

6-3. 遡及クレジットを求めるプロジェクトの登録申請締め切りについて

登録日に遡ってクレジット取得を求めるプロジェクトは、登録申請を 2005 年 12 月 31 日までに完了することとなっていたが、[COP/MOP1 の決定書「CDMに関する指針」](#)（パラ 4：2005 年 12 月 31 日までに有効化審査提出あるいは方法論提出され、2006 年 12 月 31 日までに登録されれば遡及クレジットを求めることが出来る）でその期限が延長された。この点につき以下の説明を提供した。

- (a) 2005 年 12 月 31 日までに DOE に有効化審査のため PDD を提出していること。受領日時は適切に文書化されている必要がある。
- (b) COP/MOP1 後年末まで期間がわずかだったこと、休暇時期であったことを考慮し、

遡及クレジット対象となるプロジェクトの新方法論提出締め切りを 2006 年 1 月 11 日 (Meth パネルの第 14 ラウンド締め切り日) とする。

- (c) 1 月 11 日以前に提出された方法論案で不承認となりその後再び提出されたものについては、(i) やがて承認された当該方法論を用いたプロジェクトが 2006 年 12 月 31 日までに登録されれば COP/MOP1 の指針どおり遡及クレジット申請 OK
- (ii) 再提出の方法論案は再提出にあたって、いかなる特別扱いも受けることはない。

6-4. 登録料

登録料の改訂版を採択した。第 21 回会合で合意した案*に基づくものとなった。2006 年 3 月 1 日から適用される。

*理事会第 21 回会合では、Share of Proceeds 設置にともない、CDM プロジェクトの登録料の改訂を以下のように提案していた ([CDM 理事会第 21 回会合レポート Annex 26 参照](#)) :

- 登録料 (Registration fee) = Share of Proceeds (COP/MOP に提出した CDM 理事会案では削減量一律 20 セント/CER だった) × クレジット期間における平均年間排出削減量
- 平均の年間削減量が 15,000 トンを下回るものは登録費用を必要としない
- Share of Proceeds は登録料を差し引いた額を支払う。つまり、登録料は一年目の Share of Proceeds の前払いとなる。

今回の会合では、COP/MOP 1 での Share of Proceeds の決定を受け (年間 15,000 CER (トン) までは 10 セント (US\$)、以降超過分は 1 CER につき 20 セント)、上記からの改訂を以下に定めた :

- 登録料は平均年間排出削減量に対応する Share of proceeds 額とする。
- US\$350,000 を上限とする。

7. CER の発行・CDM 登録簿

CER の発行状況は [こちら](#)。

7-1. CER 発行申請のレビュー

Granja Becker GHG Mitigation Project(0108) の 6,330 CERs に提起されたレビュー申請、プロジェクト事業者及び DOE からの提出意見、改訂版モニタリングレポートを検討した結果、CDM 理事会は DOE に同改訂版モニタリングレポートの検証 (verification) し、再度 CER 発行申請をするよう指示した。

8. その他

昨年 12 月の SBSTA23 及び COP/MOP 1 での CDM 関連の議題 (新設の HCFC22 製造施

設での HFC23 破壊プロジェクトの扱い) の交渉について、交渉をフォローしていた理事会メンバーから報告があった他、資金面等 CDM の運営計画や、関係主体 (DNA、DOE、政府間機関、NGO など) との意見交換の計画・結果や、CDM プロジェクトの地域配分 (3 月 1 日から 21 日までパブリックインプットを募集) に関して話し合われた。

以上